

## 教員免許状の有効期間の更新について

主に、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講することとなる教諭、助教諭、講師（臨時、非常勤含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の方が「有効期間更新申請」を行うこととなります。

更新講習を修了し、「有効期間更新申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

### 申請の流れについて

〈免許状の有効期間が満了する日の2か月前までに行うことが必要です。〉

#### 確認申請

各自が、「有効期間更新申請書」に以下の書類を添付し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

《添付書類一覧》

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「免許状授与証明書（原本）」（申請日の半年以内に発行されたもの）の添付でも可。

② 各都道府県教育委員会が発行する更新講習終了確認証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書（すべて原本）

※ 初めて更新講習関係の申請をする場合は添付不要。

③ 各大学等から発行された更新講習の修了証明書（原本）又は履修証明書（原本）

④ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状や更新講習の修了証明書に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

⑤ 青森県収入証紙 3,300円分

※ 手数料として申請用紙の余白部分に貼付してください。

⑥ 返信用封筒

※ 角形2号（A4用紙が折らずに入る大きさ）に宛先を記入し、140円切手を貼り付けしてください。（氏名の最後は「行き」や「宛」とはせず、「様」または「殿」としてください。）

#### 更新証明書の発行

青森県教育委員会が申請に基づき、更新講習修了確認を行い「有効期間更新証明書」を発行します。

#### 次回の修了確認期限

申請時の修了確認期限から10年後まで、所持しているすべての免許状が有効となります。

例：申請時の修了確認期限…平成29年3月31日  
↓ 申請に基づき、県教委で更新講習修了確認  
次回の修了確認期限…平成39年3月31日